

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第3四半期

整理番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番）
1	人事給与・庶務事務システムにおける源泉徴収データ連携機能追加業務委託	情報処理	日本電気(株)	1,666,500	令和5年11月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
2	令和5年度焼却工場メタル水銀処理業務委託（概算契約）	特別管理産業廃棄物（収集・運搬）	野村興産(株)	539,000	令和5年12月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 2
3	庶務事務システム勤務時間乖離チェック機能追加作業業務委託	情報処理	日本電気(株)	4,598,000	令和5年12月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4

随意契約理由書

1 案件名称

人事給与・庶務事務システムにおける源泉徴収データ連携機能追加業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合の事業を実施するにあたり、内部業務系システムとして人事給与システム及び庶務事務システムを日本電気株式会社が構築し、同事業者が平成27年4月1日以降これまで同システムのサービス提供を行っている。

現状のシステム仕様では、人事給与システムと庶務事務システム間の源泉徴収に関するデータが連携されておらず、庶務ポータルでは源泉徴収票の照会をすることが出来ない。

本業務は人事給与システムと庶務事務システムとの源泉徴収に関するシステム連携機能を追加し、庶務ポータルにおいて職員自身が源泉徴収データを照会可能とするものであり、システムの連携後は給与明細の発行と同様に源泉徴収票の発行が可能となる。

本業務の実施にあたっては、既存システムと密接不可分の関係からシステムのハードウェア、ソフトウェア及び情報通信環境等を十分把握した上で行う必要があることに加え、機能追加業務後のシステム安定稼働に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、諸条件を満たし業務を遂行できる事業者は事給与システム及び庶務事務システムを構築し、サービス利用契約を締結している同事業者のみであるため、日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部総務課

(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度焼却工場メタル水銀処理業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

当組合の舞洲工場、平野工場、東淀工場の3工場では、ばいじん中のダイオキシン類対策として加熱脱塩素化処理設備を設置しており、処理工程において、一度気化したばいじん中の水銀がメタル水銀として排出されます。

このメタル水銀を処理するには、水銀回収方式（焙焼工程）により無害化及び適正に再資源化を行う必要があり、国内で同処理ができるのは、野村興産株式会社が所有するイトムカ鉱業所だけです。

以上の理由から、野村興産株式会社と随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

庶務事務システム勤務時間乖離チェック機能追加作業業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合の事業を実施するにあたり、内部業務系システムとして庶務事務システムを日本電気株式会社が構築し、同事業者が平成 27 年 4 月 1 日以降これまで同システムのサービス提供を行っている。

定期監査等において、出退勤打刻と所定の勤務時間との乖離に関する指摘を受けたため、令和 5 年 3 月、「適正な労働時間の管理について」の周知文を発出した結果、現行の庶務事務システムでは、勤怠管理者が部下職員の出退勤時刻と勤務時間の乖離を容易に把握する機能を有していないことが判明した。

本業務は庶務事務システムに新たな機能を追加することにより、勤怠の出退勤時間と IC カードの出退勤打刻時間の乖離時間を表示させ、勤怠管理者による確認が容易になることを目的としている。

本業務の実施は、既存システムと密接不可分の関係にあることからシステムのハードウェア、ソフトウェア及び情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。また、機能追加業務後のシステム安定稼働に対し、一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、諸条件を満たし業務を遂行できる事業者は庶務事務システムを構築し、サービス利用契約を締結している同事業者のみであるため、日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課

(電話番号 06-6630-3185)